

ID: 242

担当部署: 建設水道課

処分の概要	公認業者の指定
例規名 根拠条項	村田町排水設備等工事業者に関する規程 第5条第1項
例規番号	令和元年企業管理規程第1号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。 (公認業者の資格要件)</p> <p>第3条 公認業者として指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 県内に排水設備等工事を行う店舗若しくは営業所等(以下「店舗等」という。)を有する者</p> <p>(2) 工事担当者として本町に登録をした排水設備等工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)1人以上を専属に常置する者</p> <p>(3) 排水設備等工事に必要な設備及び機器を有し、配管工を常置している者</p> <p>(4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 公認業者が、第10条の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>エ 責任技術者が、第18条の規定により登録を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>オ 指定を受けようとする者が、その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>(5) その他管理者が必要と認める要件を備えた者 (公認業者の指定等)</p> <p>第5条 公認業者の指定は、毎年4月に行う。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、臨時に指定することができる。</p> <p>2 管理者は、前条の規定による指定の申請を受けたときは、その内容を審査して、その適否を決定し、公認業者指定決定通知書(様式第5号)により通知する。</p> <p>3 公認業者の有効期間は、5年以内とする。</p> <p>4 公認業者は、店舗等の移転、専属する責任技術者の異動その他前条の申請書及び添付書類の記載事項に重要な変更を生じたときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------